

差押債権の弁済の委託に関する承認書

記載要領

- 1 「差押債権の弁済の委託に関する承認書」は、国税徴収法施行令第29条の規定により、差押債権の弁済期後に支払期日が到来する証券によって弁済の委託をしようとする場合に、第三債務者が滞納者の承認を受けるときに使用してください。
- 2 「申請者（滞納者）」欄は、申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）を記載してください。
また、申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載するとともに、「法人番号」欄に法人番号を記載してください。
- 3 「第三債務者」欄には、差し押さえられた債権の債務者の住所及び氏名等を記載してください。
- 4 「弁済の委託をする証券」欄には、差し押さえられた債権の債務者が、当該債権の弁済のために振り出す手形又は小切手等の有価証券の内容を記載してください。